

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

控訴の提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

未払時間外勤務手当等請求事件について、控訴の提起を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

專決処分書

次のとおり控訴の提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７
 ９条第１項の規定により、専決処分する。

令和7年5月30日

幸手市長 木村 純 夫

1 当事者

控訴人 (原審被告) 埼玉県幸手市東四丁目 6 番 8 号

幸手市 代表者市長 木 村 純 夫

被控訴人（原審原告） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

2 事件名

未払時間外勤務手当等請求控訴事件

3 事件の内容及び控訴の趣旨

原告（被控訴人）が、令和２年度分の時間外勤務手当に未払いがあることを理由にその支払いを求め、本市を被告（控訴人）としてさいたま地方裁判所に訴えを提起した。

さいたま地方裁判所から言い渡された判決は、次のとおりであった。

- (1) 被告は、原告に対し、１１８万９１９５円及びうち１１１万６９２９円に対する令和５年３月２３日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、１０７万５１９８円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、その２０分の１を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- (5) この判決は、第１項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が９０万円の担保を供託するときは、その仮執行を免れることができる。

上記判決内容において、不服があるため控訴を提起するものであり、控訴の趣旨は次のとおりである。

- (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、原審、控訴審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

4 事件に関する取扱い

事件の訴訟は、弁護士に委任する。